

法令等違反に対する違反是正措置の実施基準

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局消費者センター （ 06-6614-7523 ）
措置実施課（担当）名 （電話番号）	同上
事務の名称	食品表示法に基づく事業者への指導等に関する事務
事務の概要	大阪市の区域のみに事業所等を有する食品関連事業者が販売する食品（酒類を除く）の品質事項（名称、原材料名、内容量、食品関連事業者及び原産地など）の表示について、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「基準」という。）を遵守した表示になっていないことを確認したときに、対象事業者に対して、報告徴収、立入検査、質問、指示、命令を行う。
措置の実施基準等	<p>1．法令等違反に対する直接的な是正措置について</p> <p>1．（1）の措置を講じる基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準を遵守せずに販売された食品（酒類を除く）の表示が、人の生命、身体に影響を及ぼすことが明らかな場合 ・基準を遵守せずに販売された食品（酒類を除く）の表示により消費者が重大な財産的損害を受けることが明らかな場合 <p>1．（1）の措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者への報告徴収、立入検査、質問の実施 ・法令等違反が認められた場合における指示、命令の実施
	<p>1．（2）の措置を講じる基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準を遵守せずに販売された食品（酒類を除く）の表示が人の生命、身体に影響を及ぼすおそれがある場合 ・基準を遵守せずに販売された食品（酒類を除く）の表示により消費者が重大な財産的損害を受けるおそれがある場合 <p>1．（2）の措置の内容</p> <p>対象事業者に対して期限を定めて口頭等による改善指導を行い、当該期限経過後も改善されない場合には、1．（1）の措置をとる。</p>
	<p>2．法令等違反に対する間接的な是正措置について</p> <p>2．（1）の措置を講じる基準及び内容</p> <p>該当する是正措置なし</p>
根拠法令等 及び条項	食品表示法第4条、第5条、第6条、第8条、第15条（平成25年法律第70号） 食品表示法第15条の規定による権限の委任に関する政令第5条、第6条（平成27年政令第68号）
備考	